

生衛ふくおか

(2024年夏季号)

公益財団法人福岡県生活衛生営業指導センター

福岡市博多区千代1-2-4

T E L 092-651-5115

F A X 092-651-5147



ホームページ

就任のごあいさつ

福岡県保健医療介護部

食の安全総合調整監兼生活衛生課長

友枝 哲宏



本年4月1日付けで福岡県保健医療介護部食の安全総合調整監兼生活衛生課長に就任いたしました友枝哲宏でございます。「生衛ふくおか」の発刊にあたり御挨拶申し上げます。

生活衛生関係業界の皆様方におかれましては、日頃から県民の健康や生活環境の向上に御尽力いただきますとともに、県政の推進につきましても温かい御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

長期にわたる新型コロナウイルス感染症の流行・蔓延に伴い、生活衛生関係業界におきましては深刻な影響を受けられた中、皆様方におかれましては、県民が衛生的で快適な生活を送る上でなくてはならない様々なサービスを御提供いただくなど、社会生活の維持に多大なご尽力いただきましたことに対し、改めて感謝申し上げます。

昨年5月に「5類感染症」に分類され、少しずつ日常生活を取り戻し、国内外からの旅行者、宿泊者数が新型コロナウイルス感染症流行以前の状況と同程度まで回復するなど、今後、さらなる社会経済活動の活性化に期待が高まるところです。

県では、公益財団法人福岡県生活衛生営業指導センターと連携しながら、業界の組織力向上や、経営・融資に関する各種相談など、業界の健全な発展を図るための様々な取組を推進しているところです。

引き続き、こうした取組を通じて業界全体の振興と公衆衛生水準の維持向上に努めて参ります。誰もが安心してたくさんの笑顔で暮らせる福岡県のため、変わらぬ御理解とお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、公益財団法人福岡県生活衛生営業指導センター並びに各生活衛生同業組合のますますの御発展と皆様方の御健勝を祈念致しまして、御挨拶とさせていただきます。

「出前相談」のご案内

- 売上を増やしたい、SNSを使って集客を図りたい、スタッフの待遇を改善したい。そんなお悩みを専門家が解決します。
- 指導センターでは、コロナ禍からの復興、物価高騰・賃上げ等の対応に取り組む生衛業の皆さまを支援するため、「出前相談」事業を行っています。
- 中小企業診断士、税理士、社会保険労務士などの専門家がお店・事務所にお伺いしてご相談をお受けします。
- 日本政策金融公庫の生活衛生融資のご利用方法、国や福岡県が実施する各種助成制度(補助金・助成金)の申請方法のほか、ホームページやSNSを利用した集客アップ、事業承継・引継ぎ、インボイスなどの税制への対応、働き方改革など、生衛業の経営全般について、ご相談をお受けします。
- 相談は無料です。詳しくは指導センターのホームページをご覧ください。
(電話092-651-5115、担当:澤田)

生活衛生営業者の皆様へ 運営・集客・フリーニング・営業指導・業務ホテル・旅行
料理・飲食・社交・職業・まち・県内・県外・県外

その悩み、専門家が解決します

出前相談のご案内

こんなお悩みはありませんか

- ・売上を伸ばす方法を知りたい
- ・SNSを使ってお店を宣伝したい
- ・融資の手続きを教えてください
- ・補助金、助成金を知りたい
- ・スタッフのやる気を育てたい
- ・インボイスについて詳しく知りたい
- ・事業承継を相談したい

などなど

ご商売で困っていること、悩んでいることについて、中小企業診断士、税理士、社会保険労務士などの専門家が、お店や事務所にお伺いして、相談をお受けします。

ご相談は無料です

● 裏面の申込書をご記入のうえ、当センターへてにお送りください。

公益財団法人 福岡県生活衛生営業指導センター

福岡市博多区千代1丁目2番4号 福岡県生活衛生食品会館3階
TEL:092-651-5115 FAX:092-651-5147
メール:fukuoka-center@seiei.or.jp

令和6年度指導センター理事会・評議員会を開催

生活衛生食品会館会議室において、令和6年5月17日に第1回理事会を、6月13日に定時評議員会を開催しました。会議では、令和5年度の事業報告及び収支決算報告について事務局長から説明があり、審議の結果、原案どおり議決・承認されました。

また、物価高騰や人材確保など、引き続き厳しい経営環境にある生衛業の経営改善を各組合と連携を図りながら進めていくことが求められている等の状況を踏まえ、新たに理事を1名置いて体制の強化を図ることといたしました。

(公財)福岡県生活衛生営業指導センター役員名簿(令和6年6月28日現在)

○ 第1回理事会 (5月17日開催)



○ 定時評議員会 (6月13日開催)

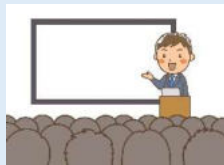


役 職	氏 名	所 属
理 事 長	新 井 眞 一	食鳥肉販売業生活衛生同業組合
副理事長	小副川浩二	理容生活衛生同業組合
専務理事	竹 野 孔	飲食業生活衛生同業組合
理 事	☆ 安 森 民 樹	美容生活衛生同業組合
理 事	桑 原 義 行	クリーニング生活衛生同業組合
理 事	吉 岡 利 明	公衆浴場生活衛生同業組合
理 事	井 上 善 博	旅館ホテル生活衛生同業組合
理 事	岡 部 章 蔵	興行生活衛生同業組合
理 事	白 井 俊 彦	料理業生活衛生同業組合
理 事	杉元 美智代	社交飲食業生活衛生同業組合
理 事	平 田 隆 文	喫茶飲食生活衛生同業組合
理 事	三 嶋 修 一	すし商生活衛生同業組合
理 事	組 坂 善 昭	食肉生活衛生同業組合
理 事	辻 亮 太	氷雪販売業生活衛生同業組合
理 事	田 代 強 一	学識経験者
理 事	田 村 聡	(公財)福岡県生活衛生営業指導センター
理 事	☆ 鎌 田 博 敬	(公財)福岡県生活衛生営業指導センター
監 事	小宮淳之介	税理士

☆:新しく就任された役員

令和6年度税務研修会 開催日程が決まりました

- 税制は、社会や経済の情勢にあわせて、毎年のように見直しが行われています。
- そのわかりにくい「税制」を何とかわかりやすく解説し、少しでも理解を深めて頂くために開催しています。
- 今回は、今なお、問い合わせが多い「インボイス制度」等を中心に解説します。
- 詳しくは、当センターのホームページをご覧ください。



【受講は無料です】

<税務研修会>

開催日	会 場	講 師	時 間
9月2日(月)	粕屋保健所別館 中会議室	林 哲弘 税理士	13:30~14:30
9月9日(月)	南筑後保健所 第3会議室	塩塚 修 税理士	13:30~14:30
9月30日(月)	嘉穂・鞍手保健所 大会議室	藤井 正博 税理士	13:30~14:30
10月7日(月)	日本政策金融公庫 北九州支店	中塚 定彦 税理士	13:00~14:00
10月21日(月)	ホテルニュープラザ久留米	長谷 広信 税理士	13:00~14:00
11月11日(月)	八幡西生涯学習センター	中塚 定彦 税理士	13:00~14:00

地区相談会を開催します (7~9月の開催予定)

- 融資や衛生、法律など経営全般に関するご相談を、お受けしています。お気軽にご利用ください。
- また、各地で開催される食品衛生責任者養成講習会等の会場に、相談コーナーを設置しています。
- 詳しくは、当センターのホームページをご覧ください。



【相談は一切無料です】

<地区相談会>

開催日	会 場	時 間
7月30日(火)	大牟田文化会館(大牟田市不知火町2-10-2)	12:00~13:00
8月21日(水)	行橋商工会議所(行橋市中央1丁目9番50号)	12:00~13:00
8月27日(火)	伊都文化会館(糸島市前原東2-2-7)	12:00~13:00
9月11日(水)	クローバープラザ(春日市原町3-1-7)	12:00~13:00

クリーニング師研修・業務従事者講習のご案内

クリーニング業法の定めにより、クリーニング師及びクリーニング業務に従事する方は、研修・講習を受講することが義務づけられています。

令和6年度のクリーニング師研修、業務従事者講習を次のとおり開催します。

1 クリーニング師研修

(1) 第1型研修(会場での受講)

開催日	会 場	所 在 地
令和6年9月8日(日)	福岡県吉塚合同庁舎 604B会議室	福岡市博多区吉塚13-50
令和6年9月29日(日)	新小倉ビル地下1階 1号会議室	北九州市小倉北区米町2-2-1

(3) 受講料 5,000円

(4) 受講対象となるクリーニング師の方には、勤務先のクリーニング店にご案内をお送りします。

(2) 第2型研修(自宅での学習)

受付締切	解答用紙提出締切	修了証書等発送
令和6年10月4日(金)	令和6年10月31日(木)	令和6年11月下旬



令和5年度クリーニング師研修(福岡会場)

2 業務従事者講習

(1) 第1型研修(会場での受講)

開催日	会 場	所 在 地
令和6年 9月27日(金)	福岡県吉塚合同庁舎 604B会議室	福岡市博多区吉塚13-50

(3) 受講料 4,500円

(4) 受講対象となるクリーニング店には、個別にご案内をお送りします。

(2) 第2型研修(自宅での学習)

受付締切	解答用紙提出締切	修了証書等発送
令和6年10月4日(金)	令和6年10月31日(木)	令和6年11月下旬

◆詳しくは、当センターのホームページをご覧ください。直接お問い合わせください。(電話 092-651-5115 担当:澤田)

経営特別相談員をご紹介します

今年4月1日付で、福岡県知事より経営特別相談員として39名の方が委嘱されました。経営特別相談員とは、生衛業の皆さまに対して、経営全般に関する相談への対応・指導を行う方です。金融、税務、労務などについてご相談されたいことがあれば、お気軽にご相談ください。詳しくは、それぞれの生活衛生同業組合にお問合せください。



業 種	氏 名	地 域
理 容	高 木 信 之	北九州市
	山 下 邦 義	北九州市
	中 山 繁 樹	田川市
	吉 田 眞 生	福岡市
	樋 口 知 之	福岡市
美 容	武 藤 修	北九州市
	栗 崎 新 也	飯塚市
	増 江 美 道	福岡市
	佐 藤 利 郎	大牟田市
	小 田 亮 介	福岡市
クリーニング	中 村 利 行	糸島市
	森 若 宗 一 郎	京都府
	松 熊 啓 治	筑後市

業 種	氏 名	地 域
公衆浴場	松 山 浩 一	大野城市
旅館ホテル	太 田 信 博	遠賀郡
料理業	倉 八 啓 壽	久留米市
	佐 藤 滋 信	福岡市
飲食業	宮 本 直 子	北九州市
	大 越 秀 男	うきは市
	遠 藤 正 洋	飯塚市
	小 薄 菜 穂 子	福岡市
	磯 崎 学	福岡市
	徳 永 久 樹	大牟田市
	二 宮 武 彦	みやま市
	梅 根 真 美	福岡市
	中 島 聖 知	大川市

業 種	氏 名	地 域
飲食業	出 利 葉 和 彦	朝倉市
社交飲食	八 城 敬 展	田川市
	浦 崎 千 代 始	福岡市
	迎 数 代	北九州市
	青 柳 美 知 子	福岡市
	永 沼 正 子	遠賀郡
すし商	児 嶋 美 希 子	福岡市
	原 田 耕 治	北九州市
食 肉	虎 清 宏 一	北九州市
	吉 田 勝 義	筑後市
	西 田 優	北九州市
	阪 本 浩 生	福岡市
食鳥肉販売業	西 田 正 和	大野城市

(敬称略)

指導センターからのお知らせ

生活衛生改善貸付(衛経)について

生活衛生改善貸付は、各生活衛生同業組合がご相談を受けて、組合の長が推薦を行い、日本政策金融公庫が融資を行うという制度です。融資に関する相談から審査までを組合で行うことに特徴があります。

- 無担保、無保証です。法人でのご利用でも、代表者の個人保証は不要です。
- 金利は特別利率が適用されます(令和6年6月1日現在、年1.45%)。
- 融資限度額 2,000万円
- 融資期間 運転資金7年以内、設備資金10年以内
- 小規模事業者(常時使用する従業員が5人以下、旅館ホテル業・興行業は20人以下)が対象です。

融資にあたっては生活衛生同業組合による審査があります。詳しくは、各生活衛生同業組合または当センターにお問い合わせください。

中小企業投資促進税制で法人税・所得税を節約できます。

3 どういう税制なの？

以下のような設備投資を行った場合に、30%の特別償却又は7%の税額控除のいずれかの適用が認められます。

- ・個人事業主又は資本金3,000万円以下の中小企業
→30%の特別償却又は7%の税額控除
- ・資本金3,000万円超の中小企業→30%の特別償却

【対象となる設備】

- ・取得価格が70万円以上のソフトウェア
(例:労務管理、勤怠管理、在庫管理のソフトウェア等)
- ・1台又は1基の取得価格が160万円以上の業務用機器
(例:業務用冷蔵庫などの調理機器、ボイラー、太陽光発電機等)

3 誰でも使えるの？

以下のいずれかに該当する方は、この税制を使えます。

- ・資本金1億円以下の法人
- ・従業員数1,000人以下の個人事業主
- ・生活衛生同業組合(出資組合に限る)

生活衛生関係営業の皆さんは、全業種この税制が使えます。

社交飲食業や料理業の皆さんは、生活衛生同業組合の組合員しか使えません。

！ 例示を含め、優遇措置の対象として認められるかは、個別に税務署が判定するため、ご注意ください。

全額経費として計上できる飲食費が1人あたり1万円に拡大されました。

交際費の対象外として経費扱い(損金算入可能)できる飲食費は、これまで1人あたり5,000円以下でしたが、本年4月からは1人あたり1万円まで損金算入できることになりました。

！ 原則、交際費は損金不算入(経費として認められない)として扱われますが、特例措置により次のとおり損金算入が認められます。

- ・期末資本金が1億円以下の法人は、交際費800万円まで、又は、交際費のうち飲食費等の50%まで
- ・期末資本金が100億円以下の法人は、交際費のうち飲食費等の50%まで

【飲食費1万円への拡大を受けて】

- 接待で利用されるお客様に改正内容をアピールしましょう。
- 1万円の価格設定に向け、新メニュー・コースの開発を検討しましょう。

詳しくは、税理士さん、又は、最寄りの税務署に相談してください。

